

別記様式第4号（第5条関係）

公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究に係る認定書

番 号

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第3条第2項の規定に基づき、下記の公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究は、同条第1項に規定する国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると認定する。

年 月 日

農林水産大臣名

記

- 1 公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究の概要
- 2 1の試験研究を行う者の住所並びに名称及び代表者の氏名（個人の場合は氏名）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。